

23 健 第 1115 号  
平成 24 年 1 月 19 日

各市町長 様  
(肝炎対策担当課扱い)

愛媛県保健福祉部長



愛媛県肝炎治療特別促進事業実施要綱の一部改正について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、国の補助制度を利用して、標記事業を平成 20 年度から実施しているところですが、今般、厚生労働省から「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について別添のとおり通知があり、本県においても、平成 23 年 12 月 26 日付けで、別添のとおり「愛媛県肝炎治療特別促進事業実施要綱」を一部改正しましたので、お知らせします。

ついては、貴市（町）広報紙等を利用して、貴市（町）民に対する標記事業についての周知に御協力いただくようお願いします。

なお、社団法人愛媛県医師会長及び社団法人愛媛県薬剤師会長並びに全ての契約医療機関には別添のとおり通知をしていますので申し添えます。

愛媛県保健福祉部健康衛生局  
健康増進課感染症対策係  
TEL : 089-912-2402  
FAX : 089-912-2399

23 健 第 1115 号  
平成 24 年 1 月 19 日

社団法人愛媛県医師会長  
社団法人愛媛県薬剤師会長 } 様

愛媛県保健福祉部長

愛媛県肝炎治療特別促進事業実施要綱の一部改正について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、国の補助制度を利用して、標記事業を平成 20 年度から実施しているところですが、今般、厚生労働省から「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正について別添のとおり通知があり、本県においても、平成 23 年 12 月 26 日付けで、別添のとおり「愛媛県肝炎治療特別促進事業実施要綱」を一部改正しましたので、お知らせします。

ついては、改正後の「愛媛県肝炎治療特別促進事業実施要綱」のほか、別紙「医療費助成制度における実務上の取扱いについて（愛媛県版）」に御留意の上、引き続き標記事業の円滑な推進に御協力いただくようお願いします。

なお、契約医療機関には別添のとおり通知をしていますので申し添えます。

愛媛県保健福祉部健康衛生局  
健康増進課感染症対策係  
TEL : 089-912-2402  
FAX : 089-912-2399

23 健 第 1115 号  
平成 24 年 1 月 19 日

肝炎治療契約医療機関 開設者 様

愛媛県保健福祉部健康衛生局  
健康増進課長  
( 公 印 省 略 )

愛媛県肝炎治療特別促進事業実施要綱の一部改正について (通知)

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、国の補助制度を利用して、標記事業を平成 20 年度から実施しているところですが、今般、厚生労働省から「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱いについて」の一部を改正する旨の通知があり、本県においても、平成 23 年 12 月 26 日付けで、別添のとおり「愛媛県肝炎治療特別促進事業実施要綱」を一部改正しましたので、お知らせします。

ついては、改正後の「愛媛県肝炎治療特別促進事業実施要綱」のほか、別紙「医療費助成制度における実務上の取扱いについて (愛媛県版)」に御留意の上、引き続き標記事業の円滑な推進に御協力いただくようお願いします。

愛媛県保健福祉部健康衛生局  
健康増進課感染症対策係  
TEL : 089-912-2402  
FAX : 089-912-2399